

議案第34号

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月18日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

目黒区手数料条例（平成12年3月目黒区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の1の9の項を次のように改める。

9 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可			
(1) 旅館・ホテル営業	1件	30,600円	許可申請のとき
(2) 簡易宿所営業	1件	16,500円	許可申請のとき
(3) 下宿営業	1件	16,500円	許可申請のとき

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）の施行に伴い、ホテル営業及び旅館営業の営業種別の統合に係る規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案			現 行 条 例		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1 手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務に係る手数料を除く。）			1 手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務に係る手数料を除く。）		
手数料を徴収する事項	額	徴収時期	手数料を徴収する事項	額	徴収時期
（現行に同じ。）			（ 省 略 ）		
<u>9 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可</u>			<u>9 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可</u>		
<u>(1) 旅館・ホテル営業</u>	<u>1件 30,600円</u>	<u>許可申請 のとき</u>	<u>(1) ホテル営業</u>	<u>1件 30,600円</u>	<u>許可申請 のとき</u>
<u>(2) 簡易宿所営業</u>	<u>1件 16,500円</u>	<u>許可申請 のとき</u>	<u>(2) 旅館営業</u>	<u>1件 30,600円</u>	<u>許可申請 のとき</u>
<u>(3) 下宿営業</u>	<u>1件 16,500円</u>	<u>許可申請 のとき</u>	<u>(3) 簡易宿所営業</u>	<u>1件 16,500円</u>	<u>許可申請 のとき</u>

			(4) 下宿営業	1件 16,500円	許可申請 のとき
(現行に同じ。)			(省略)		
(備考現行に同じ。)			(備考省略)		
2・3 (現行に同じ。)			2・3 (省略)		